

住宅ローン減税控除縮小

金融所得増税、来年方向性

22年度税制大綱

与党が十二月にまとめる二〇二二年度税制改正大綱で、住宅ローン減税の控除率を現在の1%から縮小する方針を固めたことが分かった。現行制度は控除額が利息より多くなる「逆ざや」が発生すると会計検査院が指摘しており、自民党税制調査会の宮沢洋一会長は記者団の取材に対し「完全に益税が出ている状態だ。是正しないといけない」と述べた。

岸田文雄首相が一時意欲

を示しながらも先送りした金融所得課税の強化に関しては、二二年度税制改正では実施しないが、党税調でも議論し、税制大綱の中にも議論の考え方を示すとした。政府、与党は今後の検討事項として大綱に盛り込み、来年にも一定の方向性を出す方針。重要テーマとして継続して協議する姿勢を明確にする。

現行の住宅ローン減税は一般的な住宅の場合、年末のローン残高（上限四千万

円）の1%を所得税などから差し引くことができる。ただ低金利の影響で、1%を下回る金利でローンを組み、控除により還付される額が支払う利息より多くなるケースが多発している。

控除率の縮小方法については、一律に引き下げる案と利払いのみ控除する案の二つがある。国土交通省や住宅業界は0.7%への一律の引き下げを主張。ただ財務省は0.7%でも逆ざやが発生すると反対して

おり、今後の調整の焦点となる。業界からは、原則十年（特例適用の場合は十三年）となっている控除期間の延長を求める声もあり、議論となりそうだ。

首相が掲げる賃上げ税制の強化について、宮沢氏は企業の賃上げは税制だけで達成できるわけではないとの認識を示しつつ「（企業の）努力を政策的に応援していく」と述べた。

政府、与党は十八日までに、二酸化炭素(CO₂)の排出量に応じて課税する「炭素税」について、二二年度税制改正では本格導入を見送る方針を固めた。産業界の声もあり、所管する経済産業省や環境省の間で調整がついておらず、検討時間が足りないかと判断した。